

2 これまでの提案募集方式の成果事例について

<子育て・医療・福祉 編>

保育の時間帯に応じた保育士の配置要件の緩和

省令改正
規制緩和

提案主体: 瑞穂市

従
来

保育所には保育士を常時2人以上
配置しなければならない



保育士2人

見
直
し

支障

朝・夕における保育士不足の慢性化と
保育士の業務負担増による離職が問題に

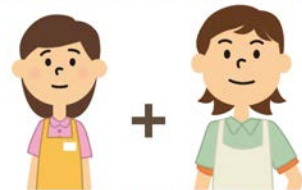


長時間預けたい人は
増えているのに、
保育士が足りない…

提
案
実
現
後

朝夕など児童が少数となる時間帯は、
保育士2人のうち1人は子育て支援員
研修を終了した者等に代替可能に

朝夕の保育士配置について特例



保育士 + 子育て支援員

効果

代替職員の配置が可能になるため、
保育士の負担減・離職防止につながる

待機児童の解消
子育てサービスの充実



職員が確保しやすくなるので
助かります！

提案主体：全国知事会、全国市長会、全国町村会等(のべ145団体)

従来

放課後児童クラブの従事者
(=放課後児童支援員)の資格と員数を
「**従うべき基準**」として規定

資格	保育士等の基礎資格 + 一定の研修受講
員数	支援の単位(概ね40人以下)ごとに2人以上

見直し

支障

放課後児童クラブのニーズは増加するものの、
地方では人材確保が難しい



提案実現後

地方の創意工夫を活かすために
「**従うべき基準**」を参酌化

国の基準を十分参照した上で、
地域の実情に合った基準を
定められる



効果

- 市町村が適当と認めた方が
放課後児童支援員になることができる
- 必要な人員の体制を
市町村自らが定めることができる

サービスの質を確保しながら、
地域の実情に応じた運営の工夫ができる

提案主体：鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

従
来

里帰り先の市町村で一時預かり事業を利用する場合、住所地の市町村の保育所等を退所する必要があるのか不明確

一時預かり事業の対象児童：
主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

支障

住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるが、出産後再度入園できるとは限らないため、里帰り先で一時預かり事業を利用しにくい



見
直
し

提
案
実
現
後

住所地の市町村の保育所等を退所しなくても、里帰り先の市町村において一時預かり事業を利用できること等を**明確化**



効果

- 退所しなくても利用できることで、保護者の心理的負担が軽減
- 里帰り出産も選択肢の一つとなることで子育て世帯のニーズに対応



子育てしやすい社会の実現

提案主体: 萩市

従
来

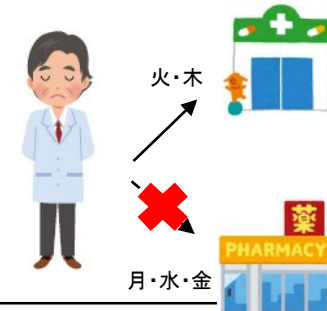
管理薬剤師は、都道府県知事等の許可がない限り他の薬局の薬剤師を兼務できず、兼務要件も不明確



見直し

支障

へき地等の薬局が、専従の管理薬剤師を雇用することに採算性の問題があるが、撤退した場合、遠方の薬局に通わなければならない、住民には大きな負担



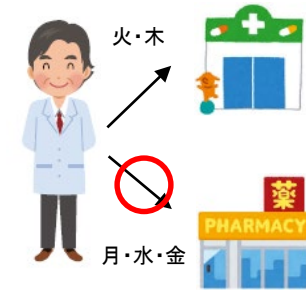
提案
実現後

へき地や離島の管理薬剤師は
他の薬局の薬剤師を兼ねることができることを明確化



効果

へき地等の管理薬剤師が、管理する薬局の営業日以外に他の薬局に勤務することが可能となる



地域医療の継続に寄与

国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化

令和2年提案

省令改正
規制緩和

提案主体：砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

従
来

- 高額療養費の支給を申請する際、70歳未満の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出しなければならない
- 一方で、70歳以上75歳未満の被保険者は、市区町村が条例等で別段の定めをすることで、手続の簡素化が可能

支障

- 70歳未満の被保険者は、自己負担限度額を超えた月毎に市区町村に支給申請書を提出
- 市区町村は、提出された申請書の内容を確認する必要

被保険者、市区町村双方の負担に



見
直
し

市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**70歳未満の被保険者も申請手続を簡素化することが可能に**

初回申請時に口座情報を登録することで、月毎の申請を行わなくても、支給を受けることが可能に

効果

- 申請に係る**被保険者の負担軽減**
- 市区町村の事務負担軽減**



提
案
実
現
後

提案主体: 船橋市

従
来

生活保護費返還金等の返還方法は、

- ・ 金融機関での納付書払い
- ・ 福祉事務所での窓口納付
- ・ 現金書留 等に限定



支障

債務者にとって利便性が低い



- ・ 日中は就労している等の理由から納付書払いが困難
- ・ 窓口納付では交通費がかかり、現金書留では郵便料金がかかる

見
直
し

提
案
実
現
後

地方公共団体の判断で、生活保護費返還金等のコンビニ納付が可能に



効果

- 債務者の利便性の向上
- 返還金等のより効率的・効果的な収納



2 これまでの提案募集方式の成果事例について

<まちづくり・その他 編>

提案主体: 酒々井町、全国町村会

従
来

都市計画を決定・変更するときの要件

- 市…都道府県知事と協議(同意不要)
- 町村…都道府県知事と協議(**同意必要**)



見
直
し

支障

同意を要する協議に時間を要し、
町村の自主性が十分に発揮できない。

○都市計画区域を有する市町村の状況

	市	町村	全体
①市町村全体の数	791	927	1718
②うち都市計画区域を有する市町村の数	786	566	1352
③割合	99.4%	61.1%	78.7%

※平成29年度都市計画現況調査 平成29年3月31日時点

提
案
実
現
後

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、**同意を廃止**



効果

- 協議手続きの円滑化により、**機動的なまちづくり**が可能に
- 地域の特性等を活かした、**より主体的なまちづくり**が可能に



路線バス停留所の利用に関する基準の明確化

通知
明確化

提案主体: 鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県、全国知事会、全国市長会、全国町村会

従
来

○路線バスの停留所から10メートル以内の部分については、当該路線バス等を除く車両の駐停車は禁止

○一定の条件下で、路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能であることが知られていない

支障

路線バスとコミュニティバス等の停留所が離れていて、円滑な乗り継ぎを行うことができない



見直し

提案
実現後

都道府県警察を構成員とする地域公共交通会議等で認められた一定の停留所について、**路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能である旨を明確化・周知**



効果

路線バスとコミュニティバス等との乗り継ぎの利便性が向上

**利用者の増加により、
地域公共交通の維持・確保に寄与**

